



法定相続情報証明制度（仮称）

法務省は、平成 29 年（2017 年）5 月に運用開始を目指して、相続手続の「相続証明書」の扱いを簡素化する予定です。

亡くなった人（被相続人）の相続人の有無、その正当な相続人を証するものとして、下記の書類が「相続証明書」になります。



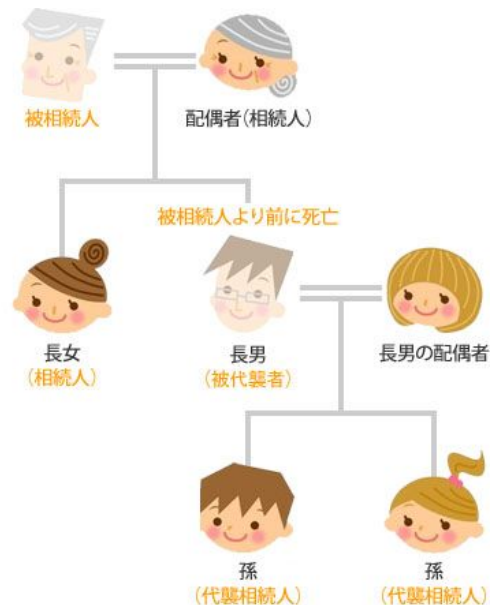
- ① 被相続人の出生から死亡するまでの、それぞれの市区町村役場で記録された戸籍、除籍、現戸籍の証明書を連続して取得する必要があります。
- ② 相続人全員の戸籍の証明書、並びに相続権があるが死亡された方の戸籍又は除籍の証明書と、その方の子供（代襲相続人）の戸籍の証明書が必要です。

現状では、相続手続をする法務局（登記所）、税務署、銀行、証券会社、会員権等、それぞれのところに、「相続証明書」の原本を提出する必要があります。

このたびの制度では、相続人の一人がこの「相続証明書」の原本一式を取得し、相続人全員の本籍、住所、生年月日、続き柄、法定相続分等が記入された相続人一覧表を作成し、前記の証明書を添付して法務局へ提出します。

法務局は、提出された相続人一覧表を基に、正当な相続人であるか審査した後、証明書を完成させて、公的な証明書として保管します。

法務局が保管する証明書の④を発行してもらって、他の法務局、金融機関、税務署等に提出すれば、相続手続を行うことが出来ます。



相続人にとって「相続証明書」が各1通だけで済むので、楽になりますが、煩雑で困難な戸籍等の調査と取得は引き続き行わなければなりません。

法務局が発行する証明書一通で相続手続きが行われるので、金融機関等にとって、大きなメリットがあります。

交際費1人5千円ルール



先日、大手企業が交際費の金額の申告を偽り、申告漏れを指摘された事件がありました。

現行の法人税法上の交際費は、原則、全額損金不算入として法人税の計算上は所得に加算されます。

しかし、①交際費のうち飲食費として支出した金額の50%は交際費として損金算入が認められます。

中小企業においては上記の計算方法か、②経費として計上した交際費のうち年間合計800万円までは、損金算入は認められていますが、800万円を超えた部分の金額は、法人税法上は、経費とは認められず、別表上で損金不算入となります。

中小企業においては①又は②の有利な方を選択できます。

但し、飲食代のうち一人あたり5,000円以下となる接待交際費については、①及び②の方法のどちらを選んだとしても、そもそも交際費の損金不算入の対象から外れ、損金算入が認められます。(いわゆる5,000円ルール)



この5,000円ルールを悪用して参加人数を偽り、1人当たり5,000円以下となるように見せかけていたという事件がありました。税務調査によりこの処理は**仮装隠ぺい**に当たると判断され申告漏れを指摘されました。(重加算税の対象)



5,000 円ルールを適用したい場合には次の事項を記載した書類を保存することで証明をします。

(ア) 飲食等をした年月日 (いつ)

(イ) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係 (誰と)

(ウ) 飲食等に参加した者の数 (何名)

(エ) その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地等 (いくら、どこで)

(ウ) と (エ) で **1名当たりの金額を算出します。** その他参考となるべき事項がありましたら補足するとよいです。(どんな目的の会合だったか等) 交際費の計上は慎重に記録を残しましょう。



○月○日 居酒屋○○
○○商事 ○○部長 ○○様
弊社○○主任 ○○
○○名 ○○打ち合わせ
金 ○○○円

償却資産税の減額措置付の特例

平成28年7月1日に中小企業等経営強化法が施行されました。その中で中小企業等が機械装置を取得した場合に償却資産税を取得した年から最大3年間、償却資産税の1/2が減額される措置が講じられています。

(1) 要件

- ①利用できる方は、資本金1億円以下の中小企業、個人事業主となっております。
- ②対象設備は1台又は1基160万円以上の機械及び装置で新品のみが対象となります。
- ③生産性が年平均1%以上向上する設備が対象となります。



(2) 手続き

減税措置が適用されるには次の手続きが必要となります。

- ①工業会より**証明書**を入手します。
(実際は販売業者に依頼してください。)

②①の書類と計画申請書を主務大臣（担当省庁）に提出し申請します。

③②の書類の承認がございましたら認定証がもらえます。

④①②③の書類を自治体へ提出します。



（３）生産性向上設備投資促進税制との違い

生産性向上設備投資税制と類似したところがありますが、以下の点で異なります。

①生産性向上設備税制では機械装置だけでなく、工具備品やソフトウェアなど対象設備は幅広いです。こちらは機械装置に限定されています。

②生産性向上設備税制では大企業も対象でしたが、こちらは中小企業等に限られます。

③生産性向上設備税制と合わせて利用される場合には、生産性向上設備税制用の工業会の証明書と中小企業等経営強化法で使用する工業会の証明書は別用紙なので両方を取得してください。

（４）問題点

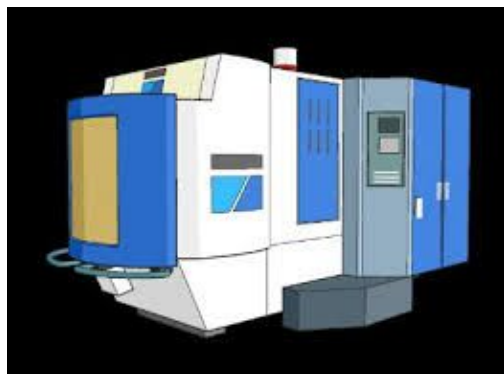
①手続きに日数を要します

工業会の証明書を取得するまでに約１ヶ

月かかります。その後、申請から承認まで１ヶ月を要します。機械装置を購入後、年末までに認定が受けられない場合は減税の期間は２年間となります。

②手間の割に減税額が小さいです

例えば、1,000万円の投資をして税率1.4%ですから14万円の納税です。その半額である7万円が減額されます。つまり、相当大型の投資ができるような体力ある企業でなければ減税の恩恵は受けられません。



研修のお知らせ

8月31日は所外で事務所職員研修を行いますので、事務所業務はお休みとさせていただきます。

（担当者：山本修）

